最高人民法院、独占禁止法の民事紛争事件の審理に関する司法解釈で意見募集

2022 年 11 月 21 日
JETRO 香港事務所

2022 年 11 月 18 日、最高人民法院は「**独占禁止法上の民事紛争事件の審理における法の適用に関する若干の問題についての規定（意見募集稿）**」（关于审理垄断民事纠纷案件适用法律若干问题的规定（公开征求意见稿）[1]）を発表した（意見の提出期限は 12 月 9 日まで）。

本規定は、独占禁止法[2]に関する司法を強化し、独占禁止法の民事紛争事件を法に基づき公正かつ効率的に審理し、公平な競争秩序を維持することを目的として、2012 年に公布した「**独占行為に起因する民事紛争事件の審理における法の適用に関する若干の問題についての規定**」（关于审理因垄断行为引发的民事纠纷案件应用法律若干问题的规定[3]）に基づいて作成されたものである。

本規定は以下の 6 つの部分で構成されている。①手続き規定（第 1～15 条）、②関連する市場の定義（第 16～19 条）、③独占禁止（第 20～29 条）、④市場支配的地位の濫用（第 30～43 条）、⑤民事責任（第 44～50 条）、⑥附則（第 51～52 条）

そして、知財に関して言及のある箇所は以下のとおり。

第 5 条（2012 年規定第 3 条）

第一審の民事独占紛争事件は、知的財産法院と最高人民法院が指定する中級人民法院が管轄する。

第 23 条

1 ［原文］https://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-380101.html
2 ［原文］http://www.ssf.gov.cn/portal/rootfiles/2022/06/29/1658143898903189-1658143898912253.pdf
JETRO ビジネス短信「独占禁止法が初の改正、8 月 1 日から施行」
https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/06/22ebddcf44a6a6a0.html?_previewDate_=null&_previewToken_=&revision=0&viewForce=1
3 ［原文］http://gongbao.court.gov.cn/Details/d6b50a64a480fa0c1cd711fc558415.html

人民法院は、以下の条件を同時に満たす場合、後発医薬品の特許権者と後発医薬品の申請者が締結または実施した契約が独占禁止法第 17 条[4]の独占契約に該当すると予備的に判断することができる。

(１) 後発医薬品の特許権を取得していた者が、後発医薬品の申請者に多額の金銭又はその他の形態の利益補償を与えた、又は与えることを約束した。

(２) 後発医薬品の申請者が、後発医薬品の特許権の有効性について異議を申し立てないこと、又は、後発医薬品の関連市場への参入を遅延することを約束した。

前項の利益補償が、後発医薬品の特許に関する紛争解決の費用のみを補償するものであることを証明する証拠がある場合、またはその他の正当な理由がある場合、人民法院は、独占禁止法第 17 条の独占契約に該当しないものと判断することができる。

第 35 条

独占禁止法第 23 条[5]の規定により、知的財産権の分野における事業者の市場優位性を判断する場合、人民法院は次の要素を総合的に考慮することができる。

(１) 特定の知的財産権の代替性および代替知的財産権の数

(２) 特定の知的財産権の使用により提供される商品の代替性およびその商品の市場占有率

(３) 取引相手方が特定の知的財産権を所有する事業者に対してチェックアンドバランス[6]する能力

(４) 関連市場における技術革新と技術的変化

(５) その他考慮すべき事項

第 40 条

・・・

人民法院は、以下の条件のいずれかを満たす場合、その制限が独占禁止法第 22 条第 1 項[7]第 4 号[8]の正当な理由に該当すると判断することができる。

---

4 同条には、競争関係にある事業者による締結が禁止されている独占契約が列挙されている。

5 同条には、事業者が市場支配的地位を有するかどうかの判断要素が列挙されている。

6 権力が特定の者に集中することを防ぐために、各者間での抑制と均衡を保たせること。

7 同項には、支配的地位を濫用する行為に該当する事項が列挙されている。

（１）取引の相手方及び消費者の利益を保護するために必要であること
（２）製品安全要求事項を満たすために必要であること
（３）知的財産権またはデータ・セキュリティを保護するために必要であること
（４）取引の特定のインプットを保護するために必要であること
（５）インターネットプラットフォームの合理的なビジネスモデルを維持するために必要であること
（６）インターネットプラットフォーム全体に悪影響を及ぼす不正行為を防止するために必要であること
（７）その他、当該行為を正当化する理由

なお、2021 年 6 月 1 日に施行された改正専利法[9]の第 20 条 2 項には、「専利権を濫用して競争を排除し又は制限し独占行為を構成した場合、「中華人民共和国独占禁止法」に従って処理する。」ことが規定されている。

また、2022 年 8 月 1 日に施行された独占禁止法の第 55 条には、「事業者が知的財産権に係る法律、行政法規の規定に基づき知的財産権を行使する行為は、本法を適用しない。但し、事業者が知的財産権を濫用し、競争を排除、制限する行為には、本法を適用する。」ことが規定されている。

（以上）

8 同号では、「正当な理由なく、取引の相手方が自己とのみ取引を行なうように制限する、若しくはそれが指定する事業者とのみ取引を行なうように制限する」ことが、支配的地位の濫用行為に該当する旨規定されている。
9 「改正専利法」（JETRO 作成の和訳）
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/regulation/20210601_jp.pdf